平成２４年（フ）第５８号
青森県黒石市京町22番地
債務者　須藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７号
岩手県上閉伊郡大槌町赤浜２丁目134番18号
債務者　菊池　康子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地302
債務者　澤田　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
石川県白山市中成２丁目263番地
債務者　邑本　麻紀（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
石川県白山市新成３丁目164番地
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
石川県河北郡津幡町字能瀬井１番地36
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
福井県鯖江市神中町３丁目７番13号　レオパレスパークサイド神中203、旧住所福井県鯖江市石田上町第２号９番地31
債務者　宮内公美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
福井県坂井市丸岡町磯部福庄第19号19番地
アザレアガーデンＢ棟101号室、旧住所福井県坂井市丸岡町新間第５号４番地19
債務者　吉川　幸治
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
福井県坂井市丸岡町磯部福庄第19号19番地
アザレアガーデンＢ棟101号室、旧住所福井県坂井市丸岡町新間第５号４番地19
債務者　吉川　豊子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
福井市新田塚１丁目10番14号　ベルトピア新田塚Ａ203号
債務者　野村　仁栄
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
山梨県南アルプス市小笠原1651番地９
債務者　塩釜みどり
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
山梨県南アルプス市小笠原1651番地９
債務者　塩釜　宏美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
山梨県甲府市宮前町１番３号ダイアパレス甲府宮前406
債務者　秋山　美果
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
山梨県南アルプス市小笠原1096番地１　県営櫛形小笠原団地３―302
債務者　舩木　隆嘉
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
山梨県甲斐市玉川553番地２　コーポ桂１号室
債務者　宇佐美孝一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
山梨県甲斐市玉川460番地１
債務者　水上　則子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係